

みなし登録電気工事業者の届出事項の変更について (参考)
届出書類一覧

変更事項	1 氏名又は名称	2 住 所	3 営業所の名称	4 営業所の所在地	5 電気工事の種類	6 主任電気工事士又は工事士資格	7 法人の代表者	8 営業所の増設・廃止	9 建設業許可の更新	10 届出行政庁変更	11 建設業許可を更新しない	12 電気工事を施工しない		
電気工事業に係る変更届出書 (様式第19)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	問い合わせください	問い合わせください			
(個人の場合) 戸籍抄本	◎													
(法人の場合) 登記事項証明書	◎	◎					●							
(個人の場合) 住民票 ※		◎												
誓約書 (登録の拒否要件に該当しない旨の誓約)						●	●	●						
主任電気工事士の雇用証明書						△		△						
主任電気工事士の電気工事士免状の写し ※第一種の場合は講習履歴のページの写しも必要。						●		●	●					
主任電気工事士の実務経験証明書						▲		▲						
建設業許可通知書の写し									●					
建設業許可の変更届出書(様式第二十二号の二)の写し	●	●	●	●			●	△						
廃止届出書 (様式第20) (受理通知書の返納)												●		

※ ●は必須。◎はどちらか。▲は第一種の場合は不要。

△は内容により不要ですので問い合わせください。

※千葉県内に住民票がある個人の場合は不要です。

(※住民基本台帳ネットワークシステムにて確認いたします。)

No. 1 (有)→(株)、(株)●●→(株)××等同一法人組織内での名称変更。

「法人設立」「事業の譲渡」「相続」の手続は、「新規届出」扱い。(廃業届出を併せて提出)

No. 2 行政による住居表示も手続き必要。(◎の代わりに「住所表示変更証明書」を添付)

No. 6 同一人での資格(第二種→第一種)変更の場合、誓約書・雇用証明書は省略できます。

No. 8 営業所とは、電気工事の作業の管理を行う店舗。(建設業法とは定義が違います)
営業所を千葉県以外に設置する場合は、No.10。

No. 9 建設業許可が期限切れで「新規」扱いになった場合、電気工事業も「新規届出」扱いに。

No.10 千葉県届出から国などに行政庁が変更になった場合、逆に国などから千葉県に行政庁が変更になった場合。

No.11 建設業許可を更新はしないが電気工事業を行う場合は『登録申請』手続きが必要。